

## 事業評価書（事後）

平成20年8月

評価対象（事業名）	地域活動支援センター機能強化事業 （小規模作業所への支援の充実強化事業）	
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
関係部局・課室	—	
関連する政策体系		
基本目標	VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策目標	1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
施策目標	1-1	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
個別目標	1	地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること
個別目標	2	障害者の一般就労への移行支援や障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること
個別目標	3	サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を整備すること
個別目標	4	自立を支援する医療体制を整備すること

## 1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成16年度）
<p>(1) 現状分析 障害者施策が、施設福祉から地域生活支援という大きな流れにある中で、障害者の地域生活支援において就業は欠かせない要素である。 しかしながら、授産施設等の法定施設に代表される社会福祉施設等の地域における受け皿は十分ではなく、地域で障害者を受け入れるには法定外施設である小規模作業所を設置せざるを得ず、現在その数は6,000箇所を超え、法定施設を超えた箇所数となっている。</p> <p>(2) 問題点 この小規模作業所は、実態が多様であることから、小規模作業所を含む授産施設等の福祉施設体系を、その果たしている機能に着目して見直すこととしている。</p> <p>(3) 問題分析 小規模作業所に対し、新しい施設類型への移行促進を図るためには、小規模作業所への支援を充実強化し、地域での障害者の就労支援を促進する必要がある。</p> <p>(4) 事業の必要性 本事業により、小規模作業所を支援し、新しい施設類型への移行促進を図るものである。</p>
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>(1) 現状分析 小規模作業所から障害者自立支援法に基づく体系（以下「新体系」という。）への移行について、その移行率（平成18年4月時点における小規模作業所5,676か所のうち新体系へ移行した小規模作業所の割合をいう。以下同じ。）は、平成18年10月時点で12.9%、平成19年10月時点で43.7%となっており、着実に新体系への移行が進んでいる。 なお、本事業は平成17年度限りで廃止されている。</p>

## (2) 問題点

平成19年10月時点において、小規模作業所の4割強が新体系へ移行したところであるが、一方で、残る6割弱が新体系へ移行していないことから、当該作業所が障害者に対して安定的かつ障害者の地域での自立に向けた適切なサービスを提供することが可能となるよう支援する観点から、引き続き、小規模作業所の新体系への移行を進めることが重要である。

## (3) 問題分析

現在、本事業は実施されていないが、小規模作業所の新体系への移行を進めるため、新体系の事業をNPO法人等で実施することや空き教室や空き店舗等を利用することを可能にしたほか、時限措置として、都道府県知事が認めた場合に小規模作業所が新体系へ移行する際の就労移行支援等の事業に係る定員要件を緩和する等の様々な移行促進策を講じており、引き続き小規模作業所の移行状況を注視していく必要がある。

## (4) 事業の必要性

小規模作業所の新体系への移行は、①制度的に位置づけられ、経営基盤がより安定したものとなる。②これにより、障害者の働く場として充実し、自立した生活の実現に向け前進するものと考えている。

地域における障害者の受け皿を確保するとともに、各種サービスによる支援を通じて障害者の社会参加と自立を促進することが可能となることから、小規模作業所の新体系への移行等の支援は、今後とも継続して実施される必要がある。

なお、本事業は平成17年度限りで廃止されているところであり、今後は既に講じている規制緩和施策の効果を見定めるとともに「障害者自立支援法円滑施行特別対策」において実施している「移行等支援事業」（小規模作業所等が新たな事業へ円滑に移行できるようコンサルタントの派遣の経費を補助等）・「障害者自立支援基盤整備事業」（新たな事業体系に移行する場合に必要な施設の改修等に係る経費の助成等）などの小規模作業所の新体系への移行施策を着実に実施することとする。

## 現状・問題分析に関連する指標

	H15	H16	H17	H18	H19
1					
2					

(調査名・資料出所、備考)

## 2. 事業の内容

## (1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所  
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  
その他（ ）

## (2) 事業の内容（概要）

小規模作業所に対し、新たな施設類型への円滑な移行のために必要な知識等の修得、及び人材育成・資質向上のための研修事業の実施等を行う。

## (3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）

予算額（単位：百万円）	H17	H18	H19	H20	H21
	352	-	-	-	-

※「H21」については予算概算要求額

## 3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標	
移行作業所数	
政策効果が発現する時期	新しい施設類型への移行が完了する年度(開始から5年後)

## 4. 評価指標

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1		【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
2		【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
(調査名・資料出所、備考)						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	移行作業所数	— 【 %】	— 【 %】	— 【 %】	751 【12.9%】	2,553 【43.7%】
2		【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
(調査名・資料出所、備考) 障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ。 なお、アウトプット指標である移行作業所数は障害者自立支援法の体系(新体系)への移行を指すものであることから、障害者自立支援法の施行された平成18年度以降の実績値についてのみ記載することが可能なものであり、平成17年度以前の計数は存在しない。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1						
2						
(調査名・資料出所、備考)						

## 5. 事前評価の概要

必要性の評価
(1) 公益性の有無(主に官民の役割分担の観点から) 本事業は、地域での障害者の就労促進という行政が行うべき施策であり、公益性を有する。
(2) 国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) 地域での障害者の就労支援の促進については、国として特定の地域に偏ることがないよう、全国的な視野に立った配慮を行うことが機会均等の観点から必要であり、国と地方の連携体制を確立しつつ実施していく必要があることから、国で実施することが適当である。
(3) 民営化や外部委託の可否 本事業は、国と地方が、今後の施設体系の見直し等に合わせ、計画的に実施していく必要があることから、民営化や外部委託には馴染まないものである。
(4) 緊要性の有無 国の方針である地域生活移行を推進するためには、小規模作業所も含め、地域における日中活動の場の拡充が必要であること、及び小規模作業所を含めた授産施設等の福祉施設の体系を、その果たしている機能に着目して見直すこととしていることから、本事業により小規模作業所の運営基盤の安定化を図ることは喫緊の課題である。

有効性の評価	<p>(1) 政策効果が発現する経路 新しい施設類型の一つとして、一般就労への移行を支援する類型にあるが、この類型に移行することで、より多くの障害者が一般就労へ移行することとなる。</p> <p>(2) これまで達成された効果、今後見込まれる効果 在宅就業の拡大により、障害者の雇用の促進に資するとともに、在宅雇用・起業により就労する障害者が経済活動に参加することで、相当の経済効果も見込めるものである。</p>
効率性の評価	<p>(1) 手段の適正性 小規模作業所は、これまでも地域で活動してきているが、本事業の実施により、質の向上とともに法定施設化が促進され、その結果、障害者の一般就労も増加する見込みであるため、本事業の実施は、手段として適正である。</p> <p>(2) 費用と効果の関係に関する評価 上記のとおり、本事業の実施により、新たに就業者を生み出すことになるため、障害者にとっても社会的にも効果がある。</p>

## 6. 事後評価の内容

## (1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模作業所の新体系への移行を推進するため、都道府県が、移行に向けたモデル的</li> <li>・先駆的事業や調査研究を行う小規模作業所等に対して補助を行う。</li> <li>・小規模作業所の新体系への移行は、①制度的に位置づけられ、経営基盤がより安定したものとなる。②これにより、障害者の働く場として充実し、自立した生活の実現に向け前進するものと考えている。</li> <li>・これらの結果、</li> </ul> <p>より多くの障害者が就労移行支援等の障害者自立支援法に基づくサービスを利用することができるようになり、当該サービスを利用した障害者が一般就労へ移行するなど障害者が地域で自立した生活を営むことができるような社会の実現に寄与するものとなる。</p>
有効性の評価	<p>小規模作業所の新体系への移行率は、平成18年10月時点で12.9%、平成19年10月時点で43.7%と着実に進んでおり、当該効果は、他の規制緩和等の施策とあいまって本事業の効果が現出したものであると考えられる。</p>
事後評価において特に留意が必要な事項	<p>本事業は、平成17年度限りで廃止されている。</p>

## (2) 効率性の評価

効率性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模作業所の新体系への移行を促すことにより、既存の資源を活用して、より安定的で質の高いサービスを提供できる事業所を創出することにつながることから、特に全国的に不足する障害福祉サービスの基盤を強化することが喫緊の課題となる中であって、このようなサービス基盤の整備の観点からも本事業は効率的であると考えられる。</li> <li>・さらに、本事業による小規模作業所の安定的かつ本格的なサービスの提供を通じて、障害者の就労等による自立を促すことになるため、社会全体にとっても効果的であると考えられる。</li> </ul>
事後評価において特に留意が必要な事項	<p>本事業は、平成17年度限りで廃止されている。</p>

## (3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

--

(4) 政策等への反映の方向性

本事業は平成17年度限りで廃止しており、今後は、新体系への移行を進めるため、引き続き既に講じている規制緩和施策の効果を見定めるとともに、「障害者自立支援法円滑施行特別対策」において実施している小規模作業所等の新体系への移行促進策を着実に実施する。

7. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
- 障害者自立支援法附帯決議（平成17年7月13日衆議院厚生労働委員会）
- 九 良質なサービスを提供する小規模作業所については、新たな障害福祉サービス体系において、その柔軟な機能が発揮できるよう位置づけるとともに、新たな施設体系への移行がスムーズに行えるよう必要な措置を講ずること。
- 障害者自立支援法付帯決議（平成17年10月13日参議院厚生労働委員会）
- 十七 良質なサービスを提供する小規模作業所については、新たな障害福祉サービス体系において、その柔軟な機能が発揮できるよう位置づけるとともに、新たな施設体系への移行がスムーズに行えるよう必要な措置を講ずること。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
- ④会計検査院による指摘
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項